

仕 様 書

1 件名

介護認定審査会ペーパーレス会議システムにおけるタブレット端末機器類一式（以下、「本業務」という。）

2 内容

タブレット端末導入、タブレット端末貸与及びその通信サービス利用に係る業務

3 契約期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日 まで

4 数量

5の仕様を満たす機器類等を、初期設定を行った上で、78台分納入すること。

5 参考商品（同等品可）

(1) タブレット端末について

- ・Apple社製 iPad（第10世代）（10.9インチ）256GB Wi-Fiモデル
- ・Apple社製 iPad（第11世代）（11インチ）128GB Wi-Fiモデル
- ・Windowsタブレット

参考製品：Microsoft社製 Surface Pro 10

付属品

- ①液晶保護フィルム
- ②タブレット専用カバー
- ③電子タッチペン

(2) 品質・規格について

次のいずれかの基準を満たすもの

iPadタブレット端末

No.	項目	仕様
1	OS	iPadOS
2	CPU	Apple A14以降または同等の処理性能を有するもの
3	容量	128GB以上の容量であること
4	ディスプレイ	10.9～11インチ
5	無線LAN通信機能	Wi-Fi 5以上のもの
6	入出力端子	USB-Cに準拠したインターフェイスを有すること
7	電源	電源アダプター及び接続ケーブルを有すること

Windowsタブレット端末

No.	項目	仕様
1	OS	Windows 11
2	CPU	Core i5 第10世代と同等以上の処理能力を持つもの
3	メモリ	8GB以上を搭載すること
4	ストレージ	SSD 128GB以上の容量であること
5	ディスプレイ	10.9～15.6インチ
6	無線LAN通信機能	Wi-Fi 5以上のもの
7	入出力端子	USB-Cに準拠したインターフェイスを有すること
8	電源	電源アダプター及び接続ケーブルを有すること
9	セキュリティ対策	OSに標準搭載されているMicrosoft Defenderを設定すること
10	その他	R8年4月時点でメーカー製造販売していること

付属品

①液晶保護フィルム

防指紋加工、反射防止のもので端末に貼付の上、納品すること。

②タブレット専用カバー

使用時以外は画面を覆い保護する機能を持つ、手帳型であること。

端末を傾けた状態で保持する、スタンド機能を有すること。

タブレット本体にタッチペンが収納できない場合は、ペン収納機能を有すること。

③電子タッチペン

使用するタブレットのOSに対応していること。

誤操作防止機能（パームリジェクション機能）を有すること。

細かい文字が正確に書き込めるようペン先の細さが2.0mm以下であること。

連続使用時間：8時間以上であること。

USB-CまたはLightningまたはタブレット端末よりワイヤレスで充電可能なこと。

USB-CまたはLightningで充電する場合、充電ケーブル、電源アダプターが付属していること。

※破損時は代替品を用意すること。

6 納品及び初期設定について

(1) 全台同一メーカー、同一モデルあり、未使用品であること。

(2) 機器等の搬入設置に係る費用については、受注者で負担すること。

(3) 梱包材等

納品時に際して生じる梱包材等は受注者で処分すること。

(4) 保証書、説明書、内包物保証書

添付の保証書、説明書及び内包物は一式ずつまとめて納入すること。

(5) シール

タブレット端末本体、電子タッチペン、電源アダプター1台毎に管理番号を付し、管理台帳を作成すること。また、当該管理台帳は本市が編集可能な Excel データで納品すること。

(6) タブレット端末の初期設定

初期設定に必要な事項は、事前に本市と協議の上、決定し作業計画書を作成すること。

初期設定に通信機能を使用する場合は、十分なセキュリティ対策を講じたうえで行うこと。

本業務とは別に本市が調達した、ペーパーレスシステムのアプリケーションのインストールをタブレット端末に行うこと。

各タブレットからモバイルルーターに接続する無線LAN通信の設定を行うこと。その際、無線LAN通信の暗号化をWPA2以上の規格で行うこと。

業務に必要なアプリのインストールの制限やアカウント設定等の作業を行うこと。

(7) 管理手順書

故障及び紛失等の事故に対応するための連絡先及び注意事項等を記載した手順書を作成しデータで納入すること。

(8) 初期設定終了の報告

初期設定終了時、受注者に報告を書面で行う。

(9) その他

初期設定については、78台すべて行うものとする。

7 納品場所

区名	郵便番号	所在地	電話(072)	納品数
堺区地域福祉課	590-0078	堺区南瓦町3-1	228-7520	12
中区地域福祉課	599-8236	中区深井沢町2470-7	270-8197	12
東区地域福祉課	599-8112	東区日置荘原寺町195-1	287-8123	12
西区地域福祉課	593-8324	西区鳳東町6丁600	275-1912	12
南区地域福祉課	590-0141	南区桃山台1丁1-1	290-1812	12
北区地域福祉課	591-8021	北区新金岡町5丁1-4	258-6651	12
美原区地域福祉課	587-8585	美原区黒山167-1	363-9316	6

8 通信サービスの仕様

(1) 通信について

モバイルルーターで提供すること(4G/5G)。

(2) 数量

モバイルルーター: 13台

(2) 通信品質

通信の安定性の確保及び障害時の即時復旧の対応が必要となるため、docomo、au、softbankのいずれかの回線を利用すること。

(3) 通信容量

毎月定額分で10GB以上の通信が可能であること。

上限に達するまでは通信速度が制限されないこと。

(4) 通信料について

接続に利用するための機器及び回線を含んだ月額利用形式にて提供すること。

インターネット等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。

9 補償及び修理対応

(1) タブレット端末 には、賃貸借期間中の製品補償サービス（水濡れ・全損・破損・故障・紛失・盗難（以下「故障等」という。)) を付与すること。

(2) 故障等に係るタブレット端末の修理又は交換は、無償とすること。ただし、故意による故障等については無償対象外とする。

(3) 発注者は、故障等が発生した端末を受注者が指定する窓口へ送付するものとし、当該端末の発送に係る送料は受注者負担とすること。

(4) 受注者は、交換端末について、発注者から交換依頼を受けた日から5営業日以内を目安に発注者指定の場所へ納品すること。5営業日を超える場合は、受注者は同等性能を有する代替機を提供し、当該端末の発送に係る送料は受注者負担とすること。

(5) 代替機の納品時には、端末の初期設定作業を受注者が実施すること。

(6) 故障等への対応（修理又は交換対応）に係る費用は全額受注者が負担すること。

(7) バッテリー交換が必要となった場合、交換費用は原則として発注者負担（有償）とすること。

交換費用、交換方法および交換期間については、受注者から事前に見積りを提示し、発注者が承認した上で実施すること。

10 セキュリティ対策

契約期間終了時、発注者はタブレット端末の返却を速やかに受注者に行い、受注者は次のことを行う。また、OS初期化及びデータ消去の費用は受注者が負担する。

(1) OSについては初期化を行う（出荷時の状況に戻す）。

(2) データ消去方法について

発注者から端末返却後、情報機器に保存された情報は、以下のいずれかの方法により復元不可能な状態にする。消去に伴う費用は全額受注者が負担するものとする。また データ消去証明書を提出すること。

①物理的破壊方式

②磁気破壊方式

③データ消去ソフトによる無効データ上書き方式専用ソフトにより複数回無効データを上書き処理する。復元しても無効データしか復元できないようにする方式。

④ブロック消去方式

⑤暗号化消去方式

(3) データ消去証明書の提出をせず本市以外の個人、法人に販売、リース、レンタル及び無償譲渡を行ってはならない。

1 1 納品日

令和8年9月1日から端末が利用できるよう令和8年8月下旬までに機器のセットアップを完了することとし、納品日については、別途協議の上、決定すること。

1 2 その他

- (1) 発注者が別途調達するペーパーレス会議システムの受注者と十分に連携すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっては個人情報の保護に関する法律をはじめ、各種法令及び本市条例、規則、情報セキュリティポリシー等を遵守し、忠実に業務を遂行すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者がその都度協議して対応すること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて引渡期限の延長等の措置をとるものとする。